

議案第4号

小松市における特殊建築物(産業廃棄物処理施設)の
敷地の位置について

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく、小松市における特殊建築物(産業廃棄物中間処理施設)の用途に供する敷地の位置

名称	位置	地番	地目	地積 (㎡)	摘要
					主要用途(処理能力)
(有)セクター 中間処理場	小松市 二ツ梨町	ト55番 外4筆	宅地 雑種地	1,475	木くずの破碎施設 114t/日、50t/日
	加賀市 打越町	ソ1番 外13筆		4,670	

【理由】

(有)セクターは、平成16年より現在地で木くずの破碎処理施設を営んでいる。現在の破碎施設の老朽化に伴い破碎施設を新設するものである。

申請地は、加賀市と小松市にまたがる区域であり、近隣は住宅等がなく、事業系の建物が立ち並んでいる。

隣接地権者及び関係町内会の同意、周辺環境に対する対処など関係機関との調整が終了している。

51条許可申請は敷地の過半が加賀市域であるため加賀市で受理され、手続きとして特定行政庁である石川県が石川県都市計画審議会に付議するにあたり、区域内に小松市域が含まれていることから、当審議会の意見を伺うものである。